令和3年

第10回国立市農業委員会総会議事録

国立市農業委員会

令和3年第10回国立市農業委員会総会日程

 1. 日 時 令和3年10月26日 午前 9時開会

 午前 11時閉会

2. 場 所 給食センター2階 大会議室

出席者

- 1. 遠藤 利光 2. 遠藤 良信 3. 北島 直芳 4. 小鹿倉 薫
- 5. 佐伯 達哉 6. 澤井 武 7. 鈴木 政久 8. 関 貞雄
- 9. 関 藤子 10. 田中 賢治

事務局

事務局長 堀江 祥生 農政係長 名古屋 悠 農政係主任 山本 雅一 農政係主任 檜垣 賢 会計年度任用職員 澤田 恵美子

- 3. 議事録署名委員の指名
- 4. 議題

(1)	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書	1件
(2)	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書	1件
(3)	相続税納税猶予適格者証明	1件
(4)	生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願	1件
(5)	都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定	
	による事業計画の認定申請	1件
(6)	現況農地の認定基準による申請	1 件

5. 協議事項

- (1) 農地利用状況調査の結果について
- (2) 稲作体験学習会について
- (3) 令和3年度北多摩優秀農業者表彰候補者の推薦について
- (4) 農業委員会70周年記念事業「令和3年度農業委員会活動推進 フォーラム」の開催について

6. 報告事項

- (1) 令和3年度農業功労表彰者の決定について(内田農業振興会)
- (2)「第48回農業委員会等功労者」並びに「令和3年度農業功労者」 表彰事業の実施について
- 7. その他

【遠藤会長】 おはようございます。それでは、農業委員会の総会を始めさせて頂きます。議事録署名委員、関藤子委員、田中賢治委員、よろしくお願い致します。2番、議題に入ります。(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書、1件、お願いします。

【事務局長】 資料の1ページをご覧ください。農地法第4条の届出ですけれども、議案番号は6番になります。農地の所在、地目、面積、届出者の氏名、住所、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は2ページの案内図をご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 これは、北島委員、よろしくお願いします。

【北島委員】 先日、確認しましたが、特に問題はありませんでした。

【遠藤会長】 この件について何かご質問はございますか。ないようでしたら、このとおりご承認頂きたいと思います。続きまして、(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書、1件、お願いします。

【事務局長】 3ページをご覧ください。農地法第5条の届出で、議案番号は7番となります。農地の所在、地目、面積、権利の内容、譲渡人の氏名、住所、譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は4ページの案内図をご覧ください。以上となります。

【遠藤会長】 これについては、関貞雄委員、よろしくお願いします。

【関(貞)委員】 特に問題はありません。以上です。

【遠藤会長】 ここは農地がありませんので、特別影響はないと思われます。よろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)

【遠藤会長】 (3) 相続税納税猶予適格者証明、1件、お願い致します。

【事務局長】 資料5ページをご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明書で、まず1番、被相続人に関する事項ですが、住所、氏名、職業、相続開始年月日、相続人の所有面積は記載のとおりとなります。2番の農地等の相続人に関する事項ですけれども、住所、氏名、職業、生年月日、被相続人との続柄、相続開始の時における被相続人との同居・別居の別、相続開始前において農業に従事した実績の有無につきましては記載のとおりとなります。農業経営の開始年月日は令和3年2月10日になります。特例の適用を受けようとする農地等の明細は6ページの特例適用農地等の明細のとおりとなります。場所は7ページの案内図をご覧ください。以上となります。

【遠藤会長】 これは9月12日に、私、佐伯職務代理、澤井農地利用班長、田中農政班長で現地確認をして、特に問題はありませんでした。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 続きまして、(4)生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願、1件、お願いします。

【事務局長】 資料8ページをご覧ください。生産緑地にかかる農家の主たる従事者についての証明願で、申出者の住所、氏名、買取り申出事由、亡くなられた方の氏名、住所、申出をする方との続柄につきましては記載のとおりとなります。買取り申出事由が生じた日は令和3年2月10日で、買取り申出生産緑地は9ページの明細書のとおりとなります。場所は10ページをご覧くださ

い。以上です。

【遠藤会長】 先ほどの農地の隣で、これについても確認して問題はありませんでした。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 (5)都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定申請、1件、お願いします。

【事務局】 資料11ページから20ページまでになります。本件ですが、春先に農業委員会に国 立市社会福祉協議会の職員が来て概要を説明し、その後、会長や事務局との打合せが数回ございま して、この度、正式に申請がございました。土地農地の貸借の円滑化法に関する法律は、平成30 年9月に生産緑地の貸し借りを推進するために施行され、貸借後に農地は必ず所有者に戻ること や、相続税納税猶予の適用を受けている農地であっても貸し借りの対象になること、貸借中に相続 が発生した場合も貸したまま相続税納税猶予の適用ができることが特徴です。国立市としまして は、令和元年度にNPO法人のくにたち農園の会がこの申請を受けて認定を受けたのですけれど も、それ以来の2件目になります。本件は、国立市社会福祉協議会が主管する事業の一環としての 農地貸借です。いわゆるソーシャルファームという名目になるのですけれども、ひきこもりの方や 障害のある方、社会的に生きづらさを感じていらっしゃる方々を支援する意味合いで、農業体験な ど、人との交流を通じて社会性を身に着けて頂き、就労や社会生活に向けたきっかけや経験を提供 する事業であります。11ページを見て頂くと、農業委員会に直接ではなくて、まず、市が社協と の間に入って農業委員会に照会を行うという流れになっています。12ページ以降が申請書になり ますが、農業委員の皆様の着目点としては、農地を効率的に利用することができているか、機械や 労働力、技術は十分であるか、あとは地域に開かれた事業となっているか、これらの視点でご確認 頂ければと思います。12ページ、申請書の1枚目の申請者の住所、名称、代表者は記載のとおり となります。中段以降の I 共通項目、1番の「賃借権等の設定を受けようとしている者の氏名及 び住所」も記載のとおりとなります。下に進みまして、2番、「賃借権等の設定を受ける都市農地」 は、記載のとおり、今回、4筆になります。所有者は右に書いてあるとおりです。設定を受ける賃 借権等の種類は、使用貸借権で、始期が12月1日からで、存続期間は10年間になります。右に 進んで頂きまして、3番の「都市農地における耕作の事業の内容」ですが、イは、事業についてで、 記載のとおりです。ロの(1)が、市民事業の観点から行って頂く内容を記載しています。下に進 んで頂き、「則※第3条第2号の事業」、これは事業の管理面に関する事項で、(具体的な事業内容 を記載)の下に2行書いているとおりとなっています。ここまでで所有者の方のサインを頂くとい うことになります。14ページに進んで頂きまして、4番、「申請者が行う耕作の事業に必要な農作 業への従事状況」の現状と設定後は記載のとおりとなります。ここまでが共通項目になりまして、 以下、Ⅱ番の選択項目となります。これは申請者ごとの特性によって書く欄が決まってくるところ ですが、今回は、オ、「ア及びウ以外の法人」ということで、下の欄に進んでいくことになります。 5-1の「申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状 況」は、これは申請者自体が今農地をお持ちではないので空欄となっています。5-2、「申請者の 機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況」というのは、表に記載のとおりとなります。 15ページに進んで頂きまして、6番、「周辺地域との関係」については記載のとおり、7番、「地 域との役割分担の状況」についても記載のとおりとなっています。申請書としましては最後の項目

になりますが、16ページの8番、「その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人」という欄で、氏名は書いてあるとおりで、役職名は農園管理人、これは社協の職員で、この方が基本的にリーダーとなって事業を回していく推進役と伺っています。9番以降のところは、農地所有適格法人として書く欄となりますので、今回、該当とはなりませんので空欄となっています。申請書自体については以上となりまして、19ページは公図になります。20ページは現地の航空写真で、まだ構想の段階になりますが、このような計画で市民に開かれたソーシャルファームとして運用していきたいと伺っています。その他、チェックする項目としまして、契約書を後々つけて頂きまして、高額な賃料の設定になっていないかとか、何かあった場合に所有者の不利益になるようなことが排除ができるよう、明記がされているかというような項目があるのですが、契約書自体がまだご提出頂いていませんので、このポイントにつきましては事務局のほうで、今回の総会の後で契約書のやり取りがあったときにしっかりと見ていきたいと思っています。説明としましては以上となります。

【遠藤会長】 これに伴って現地の確認をするのですが、今回、ちょうど農地パトロールがありましたので、担当の班に確認してもらいました。特に問題なくよく耕されているということです。こういう組織でやるとなるとどうしてもいろいろと責任問題が出てくるのですが、現地につきましては、今回、16ページに農園管理人としてAさんが専任で週3日、これに就いて頂けるという報告も頂いています。あとは、事務局から説明があったとおり、20ページの配置についてはまだ流動的というようなことで、農業委員会としては、できるだけ地主さんに迷惑をかけないように、構築物を設置する場合、簡易なものでやって頂くということは申請者に申し伝えてあります。地主さんは10年ではなくもっと長く借りてほしいということも言われていますけれども、規則に則って進めていきたいと思います。何かご質問があれば承りたいと思います。それでは認定ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【事務局】 ありがとうございます。

【遠藤会長】 続きまして、(6) 現況農地の認定基準による申請、1件、お願いします。

【事務局】 21ページから25ページまでになります。先月の総会で、農業委員会として、現況 農地であることの認定の基準を正式に確定させて頂いたところでありますが、本件に関わりまして 1件、申請が来ていますので、この場でお諮り頂ければと思います。21ページが証明願になりまして、申請者の住所、連絡先、氏名は記載のとおりとなります。下欄の土地の表示は、表のとおり、合計2筆となりますのでご確認頂ければと思います。22ページ、23ページは、申請に当たりご提出を頂いている書類になるのですが、22ページが営農確約書になります。文言は記載のとおりで、証明願と変わりないのですけれども、皆さんでお話し頂いて取り決めましたとおり、特に営農何年以上というくくりは設けずに、今後頑張っていきますというだけの記載となっていますのでご確認頂ければと思います。23ページの営農実績・計画書、今回は申請の前からもうやって頂いていますので、営農実績書というくくりになりますが、記載とおりとなります。土地の所在は、24ページに案内図をつけて頂いています。A土地については全部で、B土地については一部の土地を対象としています。25ページに公図をつけていますのでご確認頂ければと思います。この場でお諮り頂いて、承認を頂けましたら、ご本人に通知致しますとともに、課税課にも、このような形で農業委員会は現況農地として認めましたので課税評価も適正にご検討をお願い致しますというよ

うな通知をさせて頂く流れとなります。以上となります。

【遠藤会長】 現況は畑で、きれいにしているのは何年も見ています。何かこの件に関しましてご 質問頂ければと思います。なければ、ご承認頂けますでしょうか。

(承認)

【遠藤会長】 ありがとうございます。3番、協議事項に入ります。(1)農地利用状況調査の結果について、お願い致します。

【事務局】 資料26ページから29ページをご確認ください。先日、10月21日、ちょっと肌寒い気候でしたが、1日、お疲れさまでした。予定どおり終えることができ、感謝申し上げます。26ページに、東西の班の指摘のあった農地についての情報を書き入れています。27ページから29ページは当日の現地の写真で、26ページの各番号と写真の番号がひもづいていますのでご確認を頂ければと思います。今回、合計14件、指摘となりました。文書、口頭等の区分けも書いてございますが、もう一度確認を頂いて、今後の対応についてご検討を頂ければと思います。よろしくお願い致します。

【遠藤会長】 これについては各地区担当の委員が回って、11月中に再確認しなければいけないですね。

【事務局】 各担当の方から11月の総会で現状をご報告頂ければ、事前に事務局にご報告は頂かなくても大丈夫です。

【遠藤会長】 そうしましたら、口頭指導については各地区担当からご注意頂いて、次回、11月の総会までに現地を再確認頂いて、総会において報告を頂くという段取りでいきたいと思います。 文書指導については、事務局で発送していただき、現地確認は各地区担当でということになります。 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 続きまして、(2)稲作体験学習会について、お願い致します。

【事務局】 資料30ページをご覧ください。10月14日(木)、小学5年生との稲刈りを終えることができまして、ありがとうございました。今日、大きく2点ございまして、当日の進行や作業の内容の中で何か振り返りの点等がございましたら上げて頂きたいというのが1点と、もう1点が、脱穀ですが、本来であれば本日の午後を予定していましたが、既に中止ということで皆さんにご連絡が行っているかと思いますので、その日程についても、改めてご協議頂ければと思います。よろしくお願いします。

【遠藤会長】 いろいろ感じているところはあると思います。一人一人簡単で結構です。気がついたところがあれば報告して頂きたいと思います。

【田中委員】 今年もコロナの関係はありましたけれども、昨年に増してなお段取りがよく、とても早く終わりました。いつもでしたら掛け干しは手伝ってもらうことはないのですけれども、生徒にも一生懸命やってもらってできたので、とてもよかったなと思います。

【関(藤)委員】 私も同じで、早めに三小が終われば、皆さんにパイプに掛けて頂くことができるのではないかと思いました。

【関(貞)委員】 同じ意見で、三小がやるところを早く刈ってもらえれば、掛け干しのスペース も早くつくれて、三小が終わったらすぐに掛けてもらえるし、そういうような方法でやってもらっ たらいいと思います。 【澤井委員】 今年は大変スムーズな進行でよかったと思います。通常、稲刈りも田植えも、1校目のときにセレモニーがあって15分ぐらい食い込むような時間設定になっているので、できればセレモニーは短縮してほしいという思いもありましたけれども、今年のような進行であれば問題はなかったと思います。

【佐伯委員】 私は、1校目が終われば大体流れが分かってきて、何か疑問に思ったことはそのときに言って頂ければ次の学校からは直せると思いました。ジュートひもが東ねてあってなかなかほどけなかったりして、慌ててひもを配ったりする場面もあったのですが、そのところを直す機会になったと思います。鎌も、左利き用の鎌を渡しても、次の人に代わると結局そのグループには2つ渡してしまうことになるので、何か言われたときに初めて左利き用の鎌を渡したほうがいいのかなと思いました。あと、2人1組で稲を刈って結びますけれども、1人がずっと刈っているグループもあったので、来年からは1束作ったら交代の形でいければなと思いました。あとは、サンダルで来なさいと言った学校があったので、必ずスニーカーで来てもらうように徹底して頂ければと思いました。

【小鹿倉委員】 今年は確かにスムーズに行きまして、大変よかったと思います。子供さんが集合場所から田んぼに向かう前に、稲の刈り方、結び方とかを1回説明をして、田んぼに行ってからも実際にやりながら刈り方と縛り方を教えてもらったというところがよかったと思います。掛け干し設置スペースを、今年は三小ですけれども、広いですから、ここを先に、例えば9時からやってもらうとか、そういうようなことでやっていけば早く空くのではないかと思います。

【北島委員】 今年は特に一つ一つの仕事を丁寧にやってくれたなと実感しています。あとは、稲の東の縛り方の絵がありましたが、あの絵を変えてもらいたいと思います。私の教え方は、2回回して1回ぎゅっと縛るというやり方で、こういうふうなやり方をしたら、結構みんなきちんと縛ってもらえたので早く終わったのかなと思います。

【遠藤(良)委員】 今年は全般的に本当にスムーズに行きまして、逆に、時間の合間が間延びするという感じもしました。その辺をもう少し短縮できればいいかなと思いました。あと、先ほど佐伯委員から、左利き用の鎌、私も気にして見ていたのですが、左利きの子供も右利き用の鎌で器用に刈っていたので、その辺もスムーズにいったのかなと思いました。あと、男の子はさっさと刈って、どんどん東ねてやるのですけれども、女の子の2人は動作がゆっくりなので、男の子がそちらの部分まで刈って、女の子が私の刈るところがないというような、たくさん刈る子と、全然刈れない子がいるのはどうなのかなと疑問は湧きました。

【遠藤会長】 ありがとうございます。今指摘を頂いた、掛け干しにするところのスペースの問題はあるのですけれども、生徒の人員の関係があるので、あそこに児童数の多い学校を配置せざるを得ない。これはできるだけ工夫していきたいと思います。あとは私が感じたのは、掛け干しに当たって、前よりは教え方が上手だったのかしっかりと縛っているのが多かったけれども、中にはゆるゆるというのがあったので、それがずれ落ちたら後が大変だなと思ったのですけれども、今のところは大丈夫なようです。人員の問題、時間の配分はあるのですけれども、運ぶのはまとめて運び、大人がそこをチェックしてやり直しをさせるとか、その辺までやるといいかなというふうに思いました。ひもの結び方については、子供たちもよくやっていたので、あれだけでも違ったのかなと思います。

【田中委員】 時間の配分ですけれども、今、コロナで午後もやっているけれども、午前中だけで

終了させようと思うと、今回みたいにうまくいっても押せ押せになってしまいますよね。

【遠藤会長】 午後は30分ぐらいずれてもいいのですか。

【事務局長】 午後は、1時半開始、2時半に終了です。バスがピストン輸送で動いているのですけれども、運転手の方々の休憩のことも考えないといけないので、そうするとどうしても間が空いてしまうと。しかもバスがぎゅうぎゅうに乗せられないので、2台とか、クラスごとで、かなり余裕を持ってということもあって、午前と午後になっています。

【遠藤会長】 それは午前中にやろうと思えばできるのでしょうか。

【事務局】 コロナが収束して、ぎゅうぎゅうに乗せて来られるような状況になれば、午前中で学校は対応できるようです。あとは、田中委員がおっしゃったような、こちら側の受入れ体制があるかどうかです。

【田中委員】 人の配置が、今は余裕でやっていますけれども、今までもやっていたからできないことはないですけれども、今回みたいに丁寧にうまくできるかどうかというのは……。

【事務局】 特に田植えが厳しくなるかもしれません。田植えのほうが時間がかかるので。

【田中委員】 そうですね。田植えは事前にやっておけないので。

【遠藤会長】 あとは、全面的に農協職員にお願いする以外ないですね。

【佐伯委員】 今回は特に手助けの人が多くて助かりました。

【遠藤会長】 大体1列に3人ぐらい配置できたので、そのぐらいいれば楽ですね。

【佐伯委員】 先ほど会長が言った稲の縛り方が問題ならば、各学校ごとの時間を見ながら、お互いが縛ったものの確認をして、それから掛け干しに向かえばいいですね。

【田中委員】 やはり、掛け干しまですると稲刈りをしたかなという実感があると思います。今までだと、縛ってそのまま帰っていたので。

【遠藤会長】 時間内であれば、児童に稲の束のしばり具合の確認をしてもらったほうが、後で私たちが確認するよりはいいですね。

【田中委員】 次は、午前中で終われば一番いいと思いますが、難しいですかね。

【事務局】 教育委員会とも相談をしたいと思います。

【遠藤会長】 次は脱穀ですけれども、いつにしましょうか。

(協議)

【遠藤会長】 では、29日の午後1時半からにします。必要なものは、脱穀機、もみすり機、一輪車、もみ殻の袋、コードリール、ブルーシート、玄米を入れる袋、はかりですかね。では、脱穀についてはよろしいですね。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 (3)令和3年度北多摩優秀農業者表彰候補者の推薦について、お願い致します。

【事務局】 31ページから33ページになります。令和3年10月18日付けで、北多摩地区農業委員会連合会から推薦依頼が来ています。推薦の期限が令和3年12月1日(水)、32ページの(2)、「次の各号のいずれかに該当する、推薦日において過去10年以上当該農地で農業を営む45歳以上の者」と表彰要件を定めています。一番後ろに別添の資料として、北多摩地区連合会の表彰の実績についてもまとめていますので、参考にしながらご検討頂ければと思います。

【遠藤会長】 45歳以上で、10年以上農業を営む方、どなたかいますでしょうか。

(協議)

【遠藤会長】 では、Cさんに早めに当たって頂き、駄目ならば今回は見送ることにしたいと思います。次に、(4)農業委員会70周年記念事業「令和3年度農業委員会活動推進フォーラム」の開催について、お願いします。

【事務局】 資料34ページ、35ページをご確認ください。10月20日付け東京都農業会議からの通知で、11月29日(月)の午後、昭島市のKOTORIホールで開催されるフォーラムです。主催は東京都農業会議で、隔年で実施されています。基本的に講演をお聞きになって頂く流れになります。令和元年度開催のフォーラムの記録によれば、当時は7名程度でお越しくださいとのことでしたので、改選前の4役の方々と、事務局からは課長に行って頂きました。今回は特に定員のことは書いていないので、なるべく多くの方に来て頂きたいということで設けていないのかなと思っています。皆さんで行く場合はバスが必要になると思いますが、調整は市で行います。まず、ご参加されるのかどうか、皆さんで行くのかどうかをこの場でご協議頂いて、回答が11月19日までで、急なお話で申し訳ないのですが、この場でご検討頂ければと思います。よろしくお願い致します。ちなみに、11月29日が月曜日で、26日の金曜日は一小のゲストスピーカーが入っています。4役で行って頂くことになりますので、土日を挟んで2日連続になる可能性もありますので、そこも含めてご検討頂ければと思います。

【佐伯委員】 また11月の総会の後という形になりますかね。

【遠藤会長】 29日の午前中に総会をして、午後、フォーラムに参加するということでいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】では、総会の流れで、全員で参加することにします。

【事務局長】 もし本庁の会議室が空いていなければ、次回も給食センターとなります。

【遠藤会長】 バスが12時45分でしょう。

【事務局長】 開始時間が1時半ですと、1時間前には出発をしたほうがよろしいかと思います。

【遠藤会長】 では、会場の関係で、給食センターであれば9時、市役所であれば10時ということで、このフォーラムについてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 4番の報告事項に行きます。(1)令和3年度農業功労表彰者の決定について(内田農業振興会)です。資料37ページ、先般、東京みどり農協から推薦の依頼がありましたDさんですけれども、緑綬功労者賞を受賞されましたのでご報告させて頂きます。次に、(2)「第48回農業委員会等功労者」並びに「令和3年度農業功労者」表彰事業の実施について、お願い致します。

【事務局】 こちらは別添資料の最終ページをご覧ください。東京都農業会議による農業功労者表彰で、9月の総会の時点でEさんを推薦する決定を頂きましたが、ご本人からもご快諾を頂きまして、正式に事務局から農業会議に書類を提出させて頂く運びになっています。2月の農業者大会で表彰を受けて頂く予定です。何かあればまたご報告させて頂きます。以上です。

【遠藤会長】 その他に行きます。9月の農業委員活動記録カード集計結果、お願い致します。

【事務局】 9月の農業委員活動記録カードの集計結果をご報告致します。A:「総会、全員協議会」10件、B:「農業委員会・農業会議の会議・研修等」7件、C:「その他の会議・会合」1件、E:「市民・教育・福祉等との連携活動」10件、F:「現地確認」8件、以上、36件です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。総会については11月29日になります。以上をもちまし